

札幌市旭山公園通地区センターの管理に関する協定における
費用見直し等に関する確認書の改定書

(改定対象の確認書)

令和7年12月22日付け「札幌市旭山公園通地区センターの管理に関する協定における費用見直し等に関する確認書」

先に締結した頭書の確認書について、改めて次のとおり合意したことを確認する。

- 1 甲は、乙に対し、頭書の確認書で合意した支払額に加えて、金790円を支払う。
- 2 当初の確認書で合意した支払額及び前項の追加支払額は、乙が甲に報告した管理業務（協定第7条に定める管理業務をいい、協定第34条に定める自主事業その他管理業務以外の業務は含まない。以下同じ。）に係る清掃業務の契約額が、労務費の上昇を要因として増加していることを踏まえ、別紙の計算により算定したものであることを確認する。
- 3 前項の算定の基礎となる契約額及び契約額の増加の要因に係る報告の誤りその他乙の責めに帰すべき事由によって、頭書の確認書で合意した支払額及び第1項の追加支払額に過誤が生じたときは、乙は、甲に対し、既払額の全部又は一部を返還しなければならない。

上記合意事項の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和 8年 3月 31日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克



(乙) 札幌市中央区南9条西18丁目1番32号

札幌市旭山公園通地区センター運営委員会

代表者 会長 土屋 公

